

荒天時安全運航マニュアル

本マニュアルは、はやぶさ型（総トン数19トン型、速力17ノット）の松島湾内各航路における荒天航行時の事故等を防止するために作成したものであり、本航路において、運航中止に至らないものの概ね、波高1m、風速10m、の場合に適用するものとする。

1. 気象・海象及び警報・注意報の早期把握

- ① 運航管理者及び船長は、日常的に天気予報の聴取や気象台への問い合わせ等により、運航当日の港内及び基準経路の気象・海象を把握する。
- ② 運航管理者は、基準航路、発航地及び到着地において、地形や潮流の影響の影響を受け、高い波又はうねりが寄せる等の場所を再確認し、その情報を船長等と共有すること。
- ③ 警報・注意報発令時にあっては、テレビ・ラジオ等を用いて、きめ細かな情報収集を行うとともに、これら情報については、事務所職員とも共有し、旅客への情報提供に備える。

2. 運航の可否判断

- ① 船長は、気象・海象が発航中止基準に達する状況となった場合、又は航行中に同基準に達することが予想される場合には、運航中止の措置をとる。この場合、直ちに、運航管理者にその旨連絡する。
- ② 船長は、運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で、詳細な検討が必要であると認めるときは、運航管理者と協議する。
- ③ 運航管理者は、気象・海象に関する情報を把握し、運航が中止されるべきと判断した場合、船長に対して運航の中止を指示する。

3. 荒天の状況に応じた適正航路、操船方法

- ① 荒天時、特に向かい波の場合は、波の衝撃を極力低減できるよう、波の状況を正確に把握するための適切な見張りを行うとともに、波に対する適切な針路の変更を行い、又は万一の場合に備えた危険回避動作の講じ得る安全な速力とする。なお、変針する場合には、大波の通過後に行うなど航路の特性に応じた慎重な操船に努める。
- ② 港内での航行に際しては、航走波による船体動搖を低減できるよう、航走波の状況を正確に把握するための適切な見張りを行うとともに、航走波に対する適切な針路の変更を行い、又は舵効きが得られる範囲の適切な速力に減速する。
- ③ 船長は、第一基準経路の航行が困難であると判断した場合は、安全な航行を確保するため、波の衝撃を受けにくい経路を選択する。
(①～③を踏まえた針路、速力、その他の注意事項を記載した航路図を添付する。)
- ④ 波の影響により、船体が動搖するときは、旅客が負傷しないよう十分な減速等を行うこと。

4. 旅客への対応

- ① 荒天による船体動搖が予想される場合、目的地へのダイヤどおりの到着が難しい場合、翌日の天候悪化により復路便欠航の可能性がある場合など、旅客の不利益になると考えられる情報については、ターミナルへの掲示、船内放送等により適時情報提供を行う。
- ② 強風波浪注意報等が発表される等、船体が大きく上下動するような波が想定されるときは、高齢者や身体障害者、幼児を優先的に、客席から浮き上がらず衝撃を受けづらい席(重心位置が後方にある場合は後方の座席)に事前に誘導すること。
- ③ 暴露部に定員を有する船舶にあっては、旅客の乗船を極力控える。
- ④ 航行中、船内放送等により、シートベルトの常時着用を周知・徹底する。(シートベルト装備船舶に限る。)また、可能な限り、船体動搖の少ない船体中央や後方の船室の座席に案内する。

- ⑤ 緊急時やむを得ず座席を移動する場合には、船長への連絡、船長の指示に従うことを徹底させる。

5. 船内安全確認

- ① 旅客の異常の有無を把握するため、隨時、船内の安全確認を行う。
- ② 船長は、旅客等に異常を発見した場合には、直ちに、指示を出して所要の措置を講じる。

6. 事故に伴う措置

- ① 船長は、旅客又は船舶に事故が発生した場合は、速やかに、海上保安庁等機関に通報する。
- ② 船長は、旅客の安全確保のための万全の措置、事故の拡大防止策、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずる。
- ③ 船長は、事故が発生した場合は、運航管理者にその状況を報告する。運航管理者は、船長の対応措置の判断を尊重するとともに、陸上側で取り得るあらゆる措置を講じる。

7. 安全教育

運送事業者は、安全管理規程に定める発航の可否判断及び基準航行の可否判断の基準の遵守について、船長はじめ乗組員に対し教育及び定期的な指導を行うこと。